

令和4年1月14日

保護者各位

沖縄県立島尻特別支援学校

校長 新垣 伸次

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症予防対策について（お知らせ）

厳冬の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、本校の学校教育活動また感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

県内においては、年末年始から新型コロナウイルス感染症新規感染者数が増加し児童生徒等の感染者等も増加傾向にあります。このような状況であっても、地域の社会経済活動が継続している場合、学校は感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、学校教育活動を継続する必要があることから、本校でもこれまで以上に感染症対策を徹底しております。

また昨日、県より下記の件について通知がありました。かぜ症状(※)を有する幼児児童生徒の病院受診、または自宅療養の対応につきまして、下記の事項にご協力を宜しくお願いします。

※かぜ症状：発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、のどの痛み、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節痛、筋肉痛、下痢、嘔吐、はき気、味覚障害、嗅覚障害などの症状

記

【 発熱や風邪症状がある幼児児童生徒等について(令和4年1月12日沖縄県教育庁より一部抜粋) 】

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置である。

〈発熱、かぜ症状を発症したとき〉

- (1) かかりつけ医や医療機関を受診する。
- (2) 受診の際に、「いつ学校へ登校できるか」について必ず医師に確認し、その指示に従い登校する。
*「症状があり新型コロナの検査を受け陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」も同様。
- (3) 病院受診をせずに自宅療養する場合は、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72時間を経過してから登校する。
- (4) 新型コロナワクチン接種後の発熱等も含みます。

〈同居家族等に発熱、風邪症状がある場合〉

- ・幼児児童生徒は、自宅で休養をお願いします。

※上記の欠席は出席停止となります。原則として症状がなくなれば登校可能です。

受診後、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症以外の診断がついた場合は、病欠となります。

※感染や濃厚接触等、疑いの場合も学校へご連絡宜しくお願いいたします。